



IASB Update は、国際会計基準審議会（IASB）の予備的決定を示している。これらの決定の影響を受けるプロジェクトは、[作業計画](#)で見ることができる。IFRS®会計基準、修正、IFRIC®解釈指針に関する IASB の最終的な決定は、IFRS 財団の[デュー・プロセス・ハンドブック](#)に示されているとおり正式に書面投票が行われる。

IASB は [2024 年 5 月 20 日から 22 日](#)に会議を行った。

関連情報：

- IASB Update 原文は[こちら](#)
- IASB ボード会議の要約のオーディオ（ポッドキャスト）は[こちら](#)

目次

リサーチ及び基準設定

- [資本の特徴を有する金融商品（アジェンダ・ペーパー5）](#)
- [IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の適用後レビュー（アジェンダ・ペーパー6）](#)
- [IFRS 第 9 号の適用後レビュー — 減損（アジェンダ・ペーパー27）](#)
- [IFRS for SMEs 会計基準の第 2 次包括レビュー（アジェンダ・ペーパー30）](#)

維持管理及び一貫した適用

- [料金規制対象活動（アジェンダ・ペーパー9）](#)

タクソミ

- [IFRS 会計タクソミ・アップデート案—再生可能電力に係る契約（口頭でのアップデート）](#)

リサーチ及び基準設定

資本の特徴を有する金融商品（アジェンダ・ペーパー5）

IASB は 2024 年 5 月 20 日に会合し、公開草案「資本の特徴を有する金融商品」（IAS 第 32 号「金融商品：表示」、IFRS 第 7 号「金融商品：開示」及び IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の修正案）に対する利害関係者のフィードバックの要約について議論した。

IASB は何も決定を求められなかった。

次のステップ

IASB は、公開草案における提案を再審議する際に、フィードバックをさらに分析する。

IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の適用後レビュー（アジェンダ・ペーパー6）

IASB は 2024 年 5 月 22 日に会合し、次のことについて議論した。

- 情報要請「IFRS 第 15 号『顧客との契約から生じる収益』の適用後レビュー」の質問 11（「その他の事項」）に対する利害関係者のフィードバック（アジェンダ・ペーパー6A）
- 更新後の学術文献レビュー（アジェンダ・ペーパー6B）

その他の事項（アジェンダ・ペーパー6A）

フィードバックに対応して、IASB は以下に関する事項について追加の行動を取らないことを暫定的に決定した。

- a. 契約における履行義務への取引価格の配分
- b. 情報要請の質問 11 に対してコメント提出者が指摘した IFRS 第 15 号の適用のその他の諸側面

14 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

学術文献レビューの更新（アジェンダ・ペーパー6B）

IASB は、IFRS 第 15 号の適用の影響を検討した学術文献の更新後のレビューについて議論した。

IASB は何も決定を求められなかった。

次のステップ

IASB と米国財務会計基準審議会は、それぞれの審議会の適用後レビューに関連した発見事項及び暫定的な決定を共有するための教育的会合を開催する。

IFRS 第 9 号の適用後レビュー — 減損（アジェンダ・ペーパー27）

IASB は 2024 年 5 月 20 日に会合し、次のことについて議論した。

- IFRS 第 7 号「金融商品：開示」における信用リスクの開示要求に関する利害関係者の見解及び学術研究
- その他の事項に関しての利害関係者の見解
- 情報要請「IFRS 第 9 号の適用後レビュー — 減損」に対するフィードバックへの IASB の対応の要約及び次のステップ

信用リスクの開示（アジェンダ・ペーパー27A-27B）

IASB は、IFRS 第 7 号の開示要求に関連した事項を中位の優先度として分類すること及び当該要求事項の的を絞った改善を行うプロジェクトをリサーチ・パイプラインに追加することを暫定的に決定した。

14 名の IASB メンバーのうち 13 名がこの決定に賛成した。

その他の事項（アジェンダ・ペーパー27C）

IASB は、以下に関する事項について追加の行動を取らないことを暫定的に決定した。

- a. 予想信用損失の認識についての単純化したアプローチ
- b. いくつかの種類金融商品（関連当事者間の金融商品など）について IFRS 第 9 号「金融商品」への設例の追加

14 名の IASB メンバーのうち 8 名がこの決定に賛成した。

適用後レビューのフィードバックに対する IASB の対応の要約及び次のステップ（アジェンダ・ペーパー27D）

IASB は、IFRS 第 9 号の適用後レビュー — 減損を完結させるため並びにプロジェクト・サマリー及びフィードバック・ステートメントを作成するための十分な作業が完了していると決定した。

14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

次のステップ

デュー・プロセス監督委員会からの承認を条件に、IASB は IFRS 第 9 号の適用後レビュー — 減損に関するプロジェクト・サマリー及びフィードバック・ステートメントを公表する。

IFRS for SMEs 会計基準の第 2 次包括レビュー（アジェンダ・ペーパー30）

IASB は 2024 年 5 月 22 日に会合し、公開草案「IFRS for SMEs 会計基準の第 3 版」における提案を再審議した。

第 23 章「顧客との契約から生じる収益」の改訂案—フィードバックで指摘されたその他の事項（アジェンダ・ペーパー30A）

IASB は、次のことを暫定的に決定した。

- a. 公開草案の 23.14 項(a)(ii)で提案した要求を IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の第 21 項(a)(ii)と一致させるように変更する。
- b. IFRS 第 15 号の第 19 項の第 1 文を公開草案で提案した改訂後の第 23 章に追加しない。
- c. 改訂後の第 23 章において、SME は更新オプション付きの契約を、取引価格の配分の目的でのみ、契約の予想期間に基づいて会計処理する旨を定める。
- d. 公開草案の 23.11 項で提案した要求を IFRS 第 15 号の第 11 項の最終文と一致させるように変更する。
- e. 公開草案の 23.42 項で提案した要求を IFRS 第 15 号の第 49 項と一致させるように変更する。
- f. 公開草案の 23.110 項で提案した要求を IFRS 第 15 号の第 99 項の第 1 文と一致させるように変更する。

出席した 13 名の IASB メンバーがこれらの決定に賛成した。1 名は欠席した。

IASB は、公開草案で提案した返金負債の会計処理についての要求事項を、変動対価及び返品権を伴う販売の会計処理についての要求事項で用いているのと同じ信頼水準（非常に可能性が高い）を用いるように変更することも暫定的に決定した。

14 名の IASB メンバーのうち 9 名がこの決定に賛成した。

第 23 章「顧客との契約から生じる収益」の改訂案—長さ及び文言（アジェンダ・ペーパー30B）

IASB は、改訂後の第 23 章に、変化を生じる関係の概念（IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」に関する結論の根拠の BC115K 項で説明されている）を追加することを暫定的に決定した。

14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

第 9 章「連結及び個別財務諸表」—フィードバックで指摘されたその他の事項（アジェンダ・ペーパー30C）

IASB は、旧子会社に保持されている投資の支配喪失日の公正価値での測定から生じた部分の利得又は損失の開示を SME に要求する公開草案における修正案を確認することを暫定的に決定した。

14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

開示要求—IFRS for SMEs 会計基準及び IFRS 第 19 号「公的説明責任のない子会社：開示」（アジェンダ・ペーパー30D）

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 第 11 章「金融商品」に、金融負債についての満期分析を SME が開示するという要求（IFRS 第 7 号「金融商品：開示」の第 39 項に基づく）を追加する。
- b. 公開草案の 6.3A 項を撤回する。同項は、配当支払額（総額又は 1 株当たり）を普通株式とその他の株式について区分して開示するよう SME に要求することを提案していた。
- c. SME が以下を開示するという要求（IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の第 137 項に基づく）を追加する。
 - i. 財務諸表の発行が承認される前に提案又は宣言されたが、当期中に所有者への分配として認識されなかった配当の金額、及び関連する 1 株当たりの金額
 - ii. 認識されていない累積優先配当の金額

- d. 第 28 章「従業員給付」に、SME が翌事業年度の確定給付制度への拠出見込額を開示するという要求（IAS 第 19 号「従業員給付」の第 147 項(b)に基づく）を追加する。

14 名の IASB メンバーのうち 9 名がこれらの決定に賛成した。

IFRS for SMEs 会計基準の第 3 版への移行（アジェンダ・ペーパー 30E）

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- 公開草案で提案した経過措置を進める。
- 修正後の 28.19 項を適用する SMEs に対する遡及適用の免除を第 28 章「従業員給付」に追加する。この救済措置を適用する SME は、基準の他の章で扱われている資産の帳簿価額を適用開始前に帳簿価額に含めた従業員給付コストの変動について修正することを要求されない。

14 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

次のステップ

IASB は、主要な事業活動の 1 つとして顧客にファイナンスを提供している SME に予想信用損失モデルの使用を要求することから生じる可能性のある影響に関するフィードバックからの発見事項について議論する。IASB はその後、金融資産の減損及び発行した金融保証契約の会計処理（関連する開示及び経過措置の提案を含む）に関する提案について議論する。

維持管理及び一貫した適用

料金規制対象活動（アジェンダ・ペーパー 9）

IASB は 2024 年 5 月 22 日に会合し、次のことについて再審議した。

- 公開草案「規制資産及び規制負債」（公開草案）での提案と IAS 第 12 号「法人所得税」との相互関係についてのガイダンス案（アジェンダ・ペーパー 9A）
- 公開草案における IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の修正案（アジェンダ・ペーパー 9B）。

IASB は、公開草案で修正を提案していない他の IFRS 会計基準書に関するコメントも検討した（アジェンダ・ペーパー 9B）。

IAS 第 12 号との相互関係（アジェンダ・ペーパー 9A）

料金規制対象活動に関する公表予定の IFRS 会計基準書に関して、IASB は次の明確化を行うことを暫定的に決定した。

- 規制資産又は規制負債の法人所得税への影響は、独立の規制資産又は規制負債を生じさせる可能性がある。
- 企業は、規制資産又は規制負債の税務基準額を IAS 第 12 号の要求事項を適用して算定する。

14 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

IAS 第 8 号の修正及びその他の IFRS 会計基準書の修正案（アジェンダ・ペーパー 9B）

IASB は、IAS 第 8 号の第 54G 項における一時的な例外を削除するという公開草案での提案を維持することを暫定的に決定した。この例外は、規制勘定残高についての会計方針を策定する企業に対し、2018 年公表の「財務報告に関する概念フレームワーク」ではなく「財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク」を参照することを要求している。

14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

次のステップ

IASB は引き続きプロジェクト提案について再審議する。

タクソミ

IFRS 会計タクソミ・アップデートー再生可能電力に係る契約（口頭でのアップデート）

IASB は 2024 年 5 月 22 日に会合し、公開草案「再生可能電力に係る契約」（IFRS 第 9 号「金融商品」及び IFRS 第 7 号「金融商品：開示」の修正案）に基づいて IFRS タクソミ・アップデート案を開発するというスタッフ提案について議論した。

関連する基準書又は修正基準書が公表される前に、公開草案に基づいて IFRS タクソミ・アップデート案を公表するためには、デュー・プロセス監督委員会（DPOC）の許可が要求される。

IASB は DPOC に対するスタッフの提案に賛成した。

次のステップ

IASB は、DPOC の許可を条件に、IFRS タクソミ・アップデート案の開発を継続する。